

## 北海道科学大学夢プロジェクト取扱内規

### （目 的）

第1条 この取扱内規は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学（以下「本学」という。）における夢プロジェクトについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定 義）

第2条 夢プロジェクトとは、本学学生が自主的に自由な発想によってプロジェクトを企画・立案し、その実現のために創意工夫することや、問題解決のために討論することによって、創造力の醸成やコミュニケーション能力の向上を目指す活動をいう。

### （応募資格）

第3条 応募資格は、本学学生又は学生団体（以下「学生等」という。）とする。

### （活動責任者）

第4条 学生等は、応募する際に活動責任者（以下「責任者」という。）を選任するものとする。

### （募集期間）

第5条 募集期間は、年度当初に公示する。ただし、応募状況によっては、追加募集することがある。

### （応募方法）

第6条 応募しようとする学生等は、「夢プロジェクト参加申請書」に、次の書類を添えて学生課に提出するものとする。

- （1）企画書
- （2）参加者名簿
- （3）予算書
- （4）その他参考となる資料

### （選考方法）

第7条 夢プロジェクト参加申請書に基づき、書類による1次選考を行う。

2 第1次選考通過者を対象に、企画書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング等の2次選考を行う。

### （選考基準）

第8条 選考基準は、次に掲げる項目を総合的に判断するものとする。

- （1）企画内容（斬新さやユニークさ）
- （2）本学及び社会への貢献度
- （3）実現の可能性

### （採否・助成金額の決定）

第9条 採否及び助成金額は、学生支援センター会議を経て学生支援センター長が決定する。

2 学生支援センター長は、採否の結果を学長に報告するものとする。

### （採否の公示）

第10条 学生支援センター長は、採否の結果を学内に公示し、責任者に通知するものとする。

### （活動期間）

第11条 活動期間は、年度内を原則とする。

### （活動場所）

第12条 活動場所は、特に定めない。ただし、学外において活動をしようとするときは、本学課外活動規程を準用する。

(活動状況の報告)

第13条 学生支援センター長は活動内容に応じて、責任者に中間報告書を提出させるものとする。

(活動の中止)

第14条 学生支援センター長は活動状況から成果が得られないと判断した場合、責任者に活動の中止を命ずることができる。

(活動結果の報告)

第15条 責任者は活動が終了した場合、活動の成果を書面により学生支援センター長に報告するものとする。

(助成金)

第16条 第2条の活動を支援するため、活動経費の一部又は全額を助成する。

第17条 助成金額は、原則として、1件100万円を上限とする。ただし、企画内容によっては、上限を越えて助成することができる。

(助成金の使用手続き)

第18条 責任者は、助成金を使用する場合、経費支出願を学生課に提出するものとする。

(使途の制限)

第19条 助成金の使途は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 目的以外に使用することはできない。

(2) 年度を越えて使用することはできない。

第20条 次に掲げる経費については、目的遂行上必要なものであっても使用することはできない。

(1) 建物、構築物の建設、改修及び機器備品の購入費等大学の資産に係る経費

(2) 活動補助員等の人件費及び類似する経費

(3) 活動中に発生した事故、災害等処理のための経費

(助成金の執行停止)

第21条 次の一に該当する場合は、助成金の執行を停止する。

(1) 活動を終了し、残金が発生した場合

(2) 何らかの事由で活動を中止した場合

(3) その他、助成金が不要となった場合

(助成金使用結果報告)

第22条 学生課は、活動終了後速やかに助成金の精算書を作成し、学生支援センター長に報告するものとする。

(成果物等の帰属)

第23条 原則として活動終了後の成果物等は、本学に帰属するものとする。

(所管部署)

第24条 所管部署は学生支援センターとし、庶務は学生課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第25条 この取扱内規の改廃は、学生支援センター会議の議を経るものとする。

- 1 この内規は、平成15年5月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。